

博士論文（要約）

論文題目 鎌倉時代政治構造の研究

氏名 近藤成一

## 目次

総論	鎌倉時代の政治構造と社会	13
	はじめに	13
一	武家政権の構造	14
1	執権政治と下知状	14
2	二元的支配権について	20
3	安堵について	26
二	公家政権の構造	31
1	院政と親政	31
2	公武関係と中世国家	35
3	荘園の伝領と追善仏事	39
三	鎌倉時代の社会と領主制	47
1	所領相論について	47
2	分割相続について	53
3	孝養と追善の論理	56
	まとめ	60
第一部	鎌倉幕府の裁許と安堵	
第一	文書様式にみる鎌倉幕府権力の転回	75
	——下文の変質——	
	はじめに	75
一	下文と下知状	77
二	充所のない下文	83
三	幕府権力の転回	89
	むすび	95
第二	本領安堵と当知行地安堵	109
	はじめに	109
一	「本領安堵法」	112
二	「一同の法」	117
三	護良親王の本領安堵	121
四	鎌倉幕府と本領安堵・当知行地安堵	125
	おわりに	130
第三	鎌倉幕府裁許状の事書について	143
	はじめに	143
一	概観	144
二	「甲与乙相論」型確立後の例外	146
三	「甲与乙相論」型確立以前の事書	149
四	「甲与乙相論」型事書確立の背景	158
	おわりに	165
第四	裁判のしくみと相論	171

はじめに	171
一 渋谷一族の遺跡相論	172
二 訴訟関係文書の様式	184
第五 鎌倉幕府裁許状の日付	190
はじめに	190
一 裁許状の作成手続とその日付	191
二 評定の開催日	193
三 関東裁許状の日付	198
おわりに	200
補遺	207
一 永仁三年以降の引付評定の式日	207
二 引付八番制期の裁許状の日付	211
三 引付頭人以外の継目裏判による裁許状	214
第六 安堵状の形態と機能	218
はじめに	218
一 鎌倉幕府の安堵状	220
二 北条氏の安堵状	223
三 荘園の本家の安堵状	227
おわりに	232
第二部 鎌倉時代の公家政権と公武関係	
第七 中世王権の構造	241
はじめに	241
一 院と天皇・太政官	242
1 院による天皇・太政官の権能の掌握	242
2 院の行使しえない天皇・太政官固有の権能	243
3 院政と治天の君	244
二 院権力の性格	245
1 安堵の院宣	245
2 知行をめぐる相論の裁許	249
3 院権力の成立要因	250
三 封建王権の二元性	251
1 封建制と国家秩序	251
2 官位授与の構造と院宣	253
3 公家政権の二元的支配権	256
四 公武関係と中世国家	258
1 二つの中世国家論	258
2 武家政織の「独立」	258
3 二つの王権と国家の構造	261
おわりに	263
第八 鎌倉幕府の成立と天皇	266

はじめに	266
一 皇統の存在形態	269
1 皇統の断絶と交替	269
2 「皇統」の継承	275
3 女院領荘園の性格	281
二 公家政権の構造と天皇	284
1 政治構造の変化	284
2 院政と天皇	289
3 公家政権と武家政権	293
おわりに	298
第九 内裏と院御所	301
一 両統迭立期の内裏	305
二 大覚寺統の殿第	307
三 持明院統の殿第	310
四 皇統の分裂と内裏・院御所	312
第十 悪党召し捕りの構造	315
はじめに	315
一 幕府法と悪党	316
二 違勅院宣と衾御教書	318
三 法に任せて召し進むべし	321
四 本所一円地と違勅狼藉	324
おわりに	328
第十一 両統迭立期の院宣と綸旨	335
はじめに	335
一 悪党寺田法念いましめの院宣	336
二 中御門経継が奉じた院宣	339
三 両統迭立期の王権	348
おわりに	354
第十二 西大寺文書にみえる院宣と綸旨	362
はじめに——院宣・綸旨研究の課題	362
一 十一面堂本尊勧請	363
二 竹野庄と志楽庄	374
三 戌亥山検断	379
四 敦賀津升米	384
おわりに	389
第三部 鎌倉時代の社会と領主制	
第十三 中世財産相続法の成立	395
——分割相続について——	
はじめに	395
一 未処分地の配分	397

二	処分権と相続権	403
三	処分と得分親	406
	おわりに	412
第十四	禰寝文書の伝来について	419
	はじめに	419
一	禰寝本宗家における文書の伝来と整理	421
1	禰寝本宗家伝来の文書	421
2	近世禰寝氏における文書の整理	429
3	近世禰寝氏の系譜意識	437
二	庶流禰寝一族における文書の伝来	442
1	禰寝諸家伝来の文書	442
2	中世における禰寝一族の展開	446
3	本宗家との関係	464
	おわりに	469
第十五	「イエ社会」を超えて	473
	——『文明としてのイエ社会』批判——	
	はじめに	473
一	「イエ」の「超血縁性」について	474
二	「イエ」の「系譜性」について	479
三	「イエ」の「機能的階統制」について	483
四	「イエ」の「自立性」について	487
	おわりに	490
第四部	補論	
第十六	鎌倉幕府と公家政権	497
一	鎌倉幕府の成立	497
二	執権政治と院評定制	506
三	得宗専制	521
第十七	中世前期の政治秩序	543
	はじめに	543
一	公武の王権	545
二	徳政と安堵	551
三	守護地頭制	556
四	検断の構造	561
	おわりに	566
	文献目録	569
	初出一覧	603
	あとがき	605
	索引	632
	I 事項索引(632) II 地名索引(625) III 人名索引(622) IV 研究者名索引(614)	
	V 史料名索引(612)	

本論文は、下記の図書としてすでに出版されており、全文をインターネット公表できない。

近藤成一著『鎌倉時代政治構造の研究』

校倉書房

2016年2月3日

ISBN 978-4-7517-4650-9

参考文献（一部）

- 網野善彦『日本の歴史 10 蒙古襲来』（小学館、1974年9月）  
網野善彦『中世東寺と東寺領荘園』（東京大学出版会、1978年11月）  
石井紫郎『日本人の法生活』（東京大学出版会、2012年3月）  
石井進『日本中世国家史の研究』（岩波書店、1970年7月）  
石井進『日本の歴史 12 中世武士団』（小学館、1974年12月）  
石井進『鎌倉武士の実像—合戦と暮らしのおきて』（平凡社、1987年6月）  
石井進『中世史を考える— 社会論・史料論・都市論』（校倉書房、1991年6月）  
石井良助『中世武家不動産訴訟法の研究』（弘文堂害房、1938年12月）  
石井良助『日本不動産占有論』（創文社、1952年5月）  
石井良助『大化改新と鎌倉幕府の成立』（創文社、1958年4月、増補版1972年10月）  
石井良助『日本相続法史』（創文社、1980年2月）  
石母田正『中世的世界の形成』（伊藤書店、1946年6月、岩波文庫版、1985年9月）  
石母田正『古代末期政治史序説』上巻・下巻（未来社、1956年11月・12月）  
市沢哲『日本中世公家政治史の研究』（校倉書房、2011年9月）  
井原今朝男『日本中世の国政と家政』（校倉書房、1995年4月10日）  
入間田宣夫『百姓申状と起請文の世界—中世民衆の自立と連帯—』（東京大学出版会、1986年5月）  
上横手雅敬『日本中世政治史研究』（塙書房、1970年5月）  
上横手雅敬『鎌倉時代政治史研究』（吉川弘文館、1991年6月）  
遠藤珠紀『中世朝廷の官司制度』（吉川弘文館、2011年5月）  
遠藤基郎『中世王権と王朝儀礼』（東京大学出版会、2008年11月）  
大山喬平『日本中世農村史の研究』（岩波書店、1978年12月）  
岡邦信『中世武家の法と支配』（信山社、2005年3月）  
笠松宏至『日本中世法史論』（東京大学出版会、1979年3月）  
笠松宏至『徳政令—中世の法と慣習—』（岩波書店、1983年1月）  
笠松宏至『法と言葉の中世史』（平凡社、1984年9月）  
笠松宏至『中世人との対話』（東京大学出版会、1997年7月）  
金井静香『中世公家領の研究』（思文閣出版、1999年2月）  
川合康『鎌倉幕府成立史の研究』（校倉書房、2004年10月）  
黒田俊雄『日本中世の国家と宗教』（岩波書店、1975年7月）  
黒田俊雄『現実のなかの歴史学』（東京大学出版会、1977年9月）  
黒田俊雄『歴史学の再生—中世史を組み直す—』（校倉書房、1983年5月）  
黒田俊雄『日本中世の社会と宗教』（岩波書店、1990年10月）  
河内祥輔『日本中世の朝廷・幕府体制』（吉川弘文館、2007年6月）  
五味文彦『院政期社会の研究』（山川出版社、1984年11月）  
五味文彦『吾妻鏡の方法—事実と神話にみる中世』（吉川弘文館、1990年1月、増補版2000年11月）  
五味文彦『武士と文士の中世史』（東京大学出版会、1992年10月）

佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』（畝傍書房、1943年4月、岩波書店、1993年2月復刊）

佐藤進一『日本の歴史9 南北朝の動乱』（中央公論社、1965年10月）

佐藤進一『古文書学入門』（法政大学出版局、1971年9月）

佐藤進一『日本の中世国家』（岩波書店、1983年4月）

佐藤進一『日本中世史論集』（岩波書店、1990年12月）

三田武繁『鎌倉幕府体制成立史の研究』（吉川弘文館、2007年12月）

白根靖大『中世の王朝社会と院政』（吉川弘文館、2000年2月）

瀬野精一郎『鎮西御家人の研究』（吉川弘文館、1975年2月）

高橋典幸『鎌倉幕府軍制と御家人制』（吉川弘文館、2008年9月）

高橋昌明『武士の成立 武士像の創出』（東京大学出版会、1999年11月）

田中稔『鎌倉幕府御家人制度の研究』（吉川弘文館、1991年8月）

田中稔『中世史料論考』（吉川弘文館、1993年11月）

棚橋光男『中世成立期の法と国家』（塙書房、1983年11月）

富田正弘『中世公家政治文書論』（吉川弘文館、2012年6月）

永原慶二『日本封建制成立過程の研究』（岩波書店、1961年4月）

永原慶二『日本中世社会構造の研究』（岩波書店、1973年9月）

永原慶二『日本中世の社会と国家』（日本放送出版協会、1982年8月、増補改訂版、青木書店、1991年4月）

七海雅人『鎌倉幕府御家人制の展開』（吉川弘文館、2001年12月）

西田友広『鎌倉幕府の検断と国制』（吉川弘文館、2011年8月10日）

野村育世『家族史としての女院論』（校倉書房、2006年4月）

羽下徳彦『惣領制』（至文堂、1966年12月）

羽下徳彦『中世日本の政治と史料』（吉川弘文館、1995年5月）

橋本義彦『平安貴族社会の研究』（吉川弘文館、1976年9月）

橋本義彦『平安貴族』（平凡社、1986年8月）

平山行三『和与の研究—鎌倉幕府司法制度の一節—』（吉川弘文館、1964年11月）

古澤直人『鎌倉幕府と中世国家』（校倉書房、1991年11月）

細川重男『鎌倉政権得宗専制論』（吉川弘文館、2000年1月）

本郷和人『中世朝廷訴訟の研究』（東京大学出版会、1995年4月）

牧健二『日本封建制度成立史』（弘文堂書房、1935年10月）

美川圭『院政の研究』（臨川書店、1998年11月20日）

水戸部正男『公家新制の研究』（創文社、1961年11月）

村井章介『アジアのなかの中世日本』（校倉書房、1988年11月）

村井章介『東アジア往還 漢詩と外交』（朝日新聞社、1995年3月）

村井章介『中世の国家と在地社会』校倉書房、二〇〇五年十二月二十五日〔二〇〇五a〕

村上泰亮・公文俊平・佐藤誠三郎『文明としてのイエ社会』（中央公論社、1979年8月）

森茂暁『南北朝期公武関係史の研究』（文献出版、1984年6月、増補改訂版思文閣出版、2008年7月）

森茂暁『鎌倉時代の朝幕関係』（思文閣出版、1991年6月）

森幸夫『六波羅探題の研究』（続群書類従完成会、2005年4月）

義江彰夫『鎌倉幕府地頭職成立史の研究』（東京大学出版会、1978年3月）

義江彰夫『鎌倉幕府守護職成立史の研究』（吉川弘文館、2009年9月）

龍肅『鎌倉時代 下〔京都〕—貴族政治の動向と公武の交渉』（春秋社、1957年12月）

## 論文の内容の要旨

論文題目 鎌倉時代政治構造の研究  
氏名 近藤成一

鎌倉時代は武家と公家の二つの政権が並立した時代であり、並立した二つの政権は類似の構造を有した。そして二つの政権の構造的特質は社会構造に対応するものであった。本論文においては、第一に武家政権はどのような構造的特質を有したのか、第二に公家政権はどのように武家政権に類似したのか、そして第三に武家・公家二つの政権に共通する構造的特質は、社会構造にどのように対応するものであったのかについて、総論と十五篇の各論、二篇の補論により考察した。補論の二篇（第十六「鎌倉幕府と公家政権」、第十七「中世前期の政治秩序」）はもと講座の一部として執筆したものであり、鎌倉時代全体の構造を論じることを意図しているので、各論による個別の考察を補うところがある。

武家政権の構造については、まず第一「文書様式にみる鎌倉幕府権力の転回—下文の変質—」において、鎌倉幕府が開発した新たな文書様式である下知状に注目した。下文の代わりに下知状が用いられるのは、将軍の代わりに執権の地位が確立するのに対応する。訴訟の裁許にはもっぱら下知状が用いられる、つまり訴訟の裁許はもっぱら執権により行われるようになる。将軍が裁許権の行使から排除されるのは、将軍は御家人を保護する義務に拘束されるから、第三者としての裁定が困難であるためである。従者が主人に対する忠誠義務に拘束される一方で、主人もまた従者に対する保護義務に拘束されるのが主従関係の論理である。

主従関係における主人の側の保護の行為を代表するのが「安堵」である。第二「本領安堵と当知行地安堵」においては、「本領安堵」と「当知行地安堵」の概念が対をなして使われることに注目し、一つの土地について以前の持ち主の知行を認めるのが本領安堵であるのに対して、今の持ち主の知行を認めるのが当知行地安堵であることを解明した。主人が本領安堵を行うか当知行地安堵を行うかは、主人が元の持ち主と今の持ち主のうち、いずれとの主従関係を優先するかという選択にかかっていた。

対立する二つの当事者の主張に対して第三者として裁定する裁許の論理と、たとえ従者の主張が不当なものであってもそれを主人として保護する安堵の論理。裁許の論理と安堵の論理が最初から截然と区別されていたわけではなく、両者の関係には時代的な変遷がある。大局を見るならば、裁許と安堵が未分離であった段階から、裁許が安堵から分離して別の論理として確立する段階に遷り、さらに安堵が裁許の影響を受けて変質する段階に遷るのである。

裁許と安堵が未分離の段階から裁許が分離してくるのを示すのが、幕府発給文書の様式において裁許状独自の様式が成立することであるが、その問題を裁許状の事書に注目して分析したのが、第三「鎌倉幕府裁許状の事書について」である。

安堵と区別される裁許は、訴人と論人という相対する両当事者に対して第三者として是非の判断を下すことを特徴とするが、このような裁許がどのような手続きにより行われるかを分析したのが、第四「裁判のしくみと相論」である。また第五「鎌倉幕府裁許状の日付」においても、鎌倉幕府後期の発達した訴訟制度の一端を論じた。永仁年間（一二九三～九九）

の事例により、裁許状の日付は、引付から評定に勘録事書（判決原案）が上程される日のものであることを突き止め、一方で、何番の引付から何日の評定に勘録事書が上程されるかは月単位で決められていることから、裁許状の日付がその案件を担当した引付を推定する手がかりとなることを論じた。

安堵と未分離の裁許が広義の裁許であるのに対して、訴人と論人との間の理非について第三者として判断を下すのは狭義の裁許である。鎌倉幕府の訴訟制度は、広義の裁許から始まり、狭義の裁許を制度的裏付けとともに成立させた。そして裁許が安堵から分離した後に、今度は安堵が狭義の裁許に近いものに変質するに及んで、本来は安堵とは異なるものが、制度上、安堵の概念にまとめられるようになる。第六「安堵状の形態と機能」においては、譲与の安堵を取り上げ、これが本来は本領安堵・当知行地安堵とまったく異なるものであるけれども、安堵の概念が変わって、本領安堵・当知行地安堵がほとんど行われなくなるのに入れ替わって、安堵の主流を占めることになったことを論じた。そして譲与の安堵を主流として安堵概念が再構成されると、第十三「中世財産相続法の成立—分割相続について—」で取り上げる「未処分地配分」もまた「安堵」の名で呼ばれることになるのである。

つぎに公家政権について。公家政権は武家政権より先行しており、律令国家の系譜を引いてはいるけれども、鎌倉時代の公家政権は律令国家の基本的性格をそのまま継承しているわけではなく、むしろ同時代の武家政権に類似する性格を有する。公家政権と武家政権は並立する二つの政権であり、公武の関係は国家間の外交関係と見るべきである。鎌倉時代の政治構造をそのように理解する概略を、第七「中世王権の構造」で示した。第八「鎌倉幕府の成立と天皇」ではその論点を補うとともに、皇統のあり方と荘園の伝領との関わりについて論じた。その問題を内裏・院御所について論じたのが第九「内裏と院御所」である。第十「悪党召し捕りの構造」では、外交関係にもなずらえられる公武の関係において悪党問題が処理される構造について考えた。

院政の展開により発達した文書様式が院宣であるが、院宣は奉書様式の文書であって、発給主体が明示されないことを特徴とする。書状様式のために年記を欠く場合が多いことが、発給主体の特定をますます困難にしている。従って、両統迭立期の院宣・綸旨（院宣と綸旨との区別も必ずしも自明ではない）については、まずその年次と発給主体を確定することが重要な研究課題となる。第十一「両統迭立期の院宣と綸旨」においては、第十で取り上げた悪党召し捕りのために発給される院宣（「違勅院宣」）について、発給主体を検討することを試みるとともに、末尾において方法についての総括を試みた。また第十二「西大寺文書にみえる院宣と綸旨」においては、「西大寺文書」中の院宣・綸旨の年次と発給主体を検討した。

公武二つの政権はいずれも主従制的な編成原理を有する一方で、訴人と論人という相対する両当事者に対して第三者として理非の判断を下すことで公権力の機能を果たすという類似の構造を有したが、これは所領相論の頻発する社会構造に対応するものであった。十三世紀に所領相論が頻発したのは、十二世紀に急速に進んだ大開発が限界に達して、社会構造の転換が求められていたからであった。

大開発が進められていた時代には分割相続が適合的だった。しかし大開発が限界に達すると、一郡規模の所領でも二回の分割で経営の適正規模に達し、それ以上の分割は経営を破綻させることになる。しかし分割相続から単独相続への移行は容易ではない。所領の相続権をめぐる相論が起きる。所領を譲る側の論理と相続する側の論理の相克を取り上げたの

が第十三「中世財産相続法の成立—分割相続について—」である。親の処分権と子の相続権は、子の親に対する孝養を条件として譲与（処分）が行われることでバランスがとられた。子の親に対する孝養は親の死後も義務付けられた。いわゆる惣領制において、惣領＝嫡子と庶子とは独立の関係であるにもかかわらず、惣領が庶子を統率することが可能になるのは、一面では幕府の御家人制が惣領を介して一族を掌握しようとするからでもあるが、別の一面では、嫡子・庶子を含む諸子が共通の尊属の遺志に従う義務を有していたからである。そのような惣領制の構造については、第十五「「イエ社会」を超えて—『文明としてのイエ社会』批判—」において、「イエ社会」論に対峙しながら、私見をまとめた。また第十四「禰寝文書の伝来について」においては、平安末期の大隅生え抜きの豪族に出自し、後世に薩摩藩家老小松帯刀を出すことになる禰寝一族の展開をその文書から探り、この一族において分割相続から単独相続への転換がいかに行われたかについて論じた。

鎌倉時代が所領相論の時代となった原因の半分は、相続をめぐる兄弟間の競争が激化したことであるが、もう半分は一つの土地に重層的に存在する本所と地頭との対立が、経営の集約化により激化したことであった。鎌倉時代後半から下地中分等により本所・地頭が排他的に支配する一円領が形成されるようになる。並立する一円領が競合し淘汰され、大名権力の下に統合されていく。あるいは自分の上に大名権力を創出していく。鎌倉時代はその運動が始まる前段階、その運動のための準備が進んだ時代である。そのような時代の社会に対応して、鎌倉幕府と朝廷は二つの並立する権力として存在したのである。